

一宮市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

一宮市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、歩道橋に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋その周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集概要

(1) ネーミングライツの対象となる歩道橋

原則として一宮市が管理する歩道橋の内「別表、歩道橋一覧」を対象とします。

ただし、以下のものは対象外とします。

- ア. すでにネーミングライツパートナーが決定している歩道橋
- イ. 管理上支障のある歩道橋

(2) ネーミングライツ料

歩道橋1橋当たり年額20万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

(3) 契約期間

3年～5年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があれば優先交渉権を付与します。なお、契約更新の際には、原契約の内容（ネーミングライツ料等）にかかわらず、更新年度の募集要項に記載された基準を満たせば、更新を可能とします。）

(4) 愛称の使用開始予定日

両者の協議により定められた愛称の使用開始日

(5) 命名条件等

ア. ネーミングライツパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に愛称を標示することができます。愛称の末尾には原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。使用可能な愛称の例は下の表のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名、 ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

なお、すでに他の歩道橋に使用されている愛称を標示することはできません。

イ. 愛称標示の位置は原則歩道橋の右半分の中央とします。また、既設の信号・標識等から50cm以上間隔を空けるものとします。

ウ. 愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるとき

の当該合計面積)が5㎡までとします。(両面に設置する場合は、それぞれ5㎡までとなります。)

エ. 標示する文字(ロゴマークを含む)の大きさは、1文字あたり最大で30cm角までとし、歩道橋全体のバランスを損なわない配置や書体等としてください。また、愛称は一行で記載してください。

オ. 文字(ロゴマークを含む)の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色とし、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色や蛍光、反射性の塗料等は使用できません。

カ. ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体(ホームページ、出版物等)で表示することができます。

キ. 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

ク. 一宮市有料広告要綱第3条に定める内容の愛称は使用できません。

一宮市有料広告要綱

(広告内容の基準)

第3条 広告内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (7) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (8) 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- (9) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 法令の規定に基づかない医療類似行為に関するもの
- (13) 求人広告及びこれに類するもの
- (14) 良好な景観の形成を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 責任の所在又は広告の内容が不明確なもの
- (16) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(6) 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該歩道橋を地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

(7) 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべてネーミング

ライツパートナーの負担とします。また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。なお、歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工するものとします。

(8) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - イ. 一宮市から指名停止措置を受けているもの
 - ウ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、地方消費税及び法人市町村民税を滞納しているもの
 - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
 - オ. 消費者金融及び高利貸しに係るもの
 - カ. たばこに係るもの
 - キ. ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの
 - ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
 - ケ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
 - コ. 社会上の問題となっているものに係るもの
 - サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
 - シ. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないとし市が認めるもの
- ※ パートナー企業と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人（以下、「広告代理店」という。）が応募することもできます。ただし、対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は市とパートナー企業の間で締結します。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア. ネーミングライツ取得提案書（別添様式 1）
- イ. 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（別添様式 1-2）
- ウ. 誓約書（別添様式 2）
- エ. 法人役員名簿（別添様式 3）
- オ. 法人の概要（別添様式 4）
- カ. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

キ. 印鑑証明書

広告代理店による応募の場合はウ～キについては広告代理店及びパートナー企業のそれぞれについて提出してください。

(2) 提出部数

1部 なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

定期で募集しています。2か月ごとに月末で応募を締め切ります。

	募集期間	愛称標示施工時期の目安
第1期	4月初日～5月末日	8月初日～
第2期	6月初日～7月末日	10月初日～
第3期	8月初日～9月末日	12月初日～
第4期	10月初日～11月末日	翌年2月初日～
第5期	12月初日～翌年1月末日	翌年4月初日～
第6期	翌年2月初日～翌年3月末日	翌年6月初日～

* 愛称標示工事の施工方法については別紙「愛称掲出工事について」を参照してください。

* 土日・祝日・年末年始は休庁日です。

(4) 提出先

ア. 持参の場合

○ 一宮市建設部建設総務課総務グループ

(一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎7階)

※ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

イ. 郵送の場合

○ 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市建設部建設総務課総務グループ

(5) 質問事項の受付

提案にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- ・ 郵送の場合 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市建設部建設総務課総務グループ
- ・ ファクシミリの場合 0586-73-9129
- ・ メールの場合 kensetsusomu@city.ichinomiya.lg.jp
- ・ 電話の場合 0586-28-8628

質問及び回答は市ホームページに掲載する場合がありますので、ご承知おきください。

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア. 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ. 提案書の取扱い

提案書等は、返却しませんのでご承知おきください。

また、情報公開請求があった場合には、一宮市情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。

ウ. 提案の辞退

提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

エ. 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

4 選定方法

各受付期間に、次の選定基準をもとに選定委員会にて優先交渉権者を選定します。

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

[選定基準]

項目	配点	視点等
応募価格等	45	・ 応募価格の多寡 ・ 契約期間の長短 ・ 応募者の経営状況
提案された愛称	20	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
法令順守・社会貢献等	35	・ 法令順守への理解、取組 ・ 地域活動、社会貢献活動への理解、取組

5 契約の締結方法

上記の選定方法により選定されたネーミングライツパートナー候補者との最終的な協議を経て、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

6 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが本要綱「2(8)」に規定する応募資格を失った場合若しくは満たしていないことが明らかになった場合又は、社会的信用を損なう行為等により市若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等ネーミングライツパートナーとすることが適当でない認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置したフィルム等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

8 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度4月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については市が指定する日までに行うこととします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

9 問い合わせ先

一宮市建設部建設総務課総務グループ

- ・住所 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
- ・電話 0586-28-8628
- ・ファクシミリ 0586-73-9129
- ・メール kensetsusomu@city.ichinomiya.lg.jp

別表

歩道橋一覧

No	歩道橋名	路線名	所在地	標示地名	募集の有無
1	銀座通り	市道 0117 号線	起字用水添	起	(募集なし)
2	中島	市道 0117 号線	小信中島字下郷西	小信中島字下郷西	募集中
3	三条	市道 0117 号線	三条字安	三条字苺・賀	(募集なし)
4	籠屋	市道 0117 号線	籠屋 1 丁目	籠屋五丁目	(募集なし)
5	奥町	市道 D219 号線	奥町字甚四前	奥町	(募集なし)
6	大志	市道 0115 号線	大江 3 丁目	大江 3 丁目・大志 2 丁目	募集中
7	浅野	市道 0148 号線	浅野字八劔	浅野	募集中

※網掛けになっている歩道橋は、パートナー契約中、審査中及び塗替え計画中等の理由により募集を中止しています。